

別紙 6

代議員選任に係る職務権者の兼務可否一覧

	正会員	代議員等	協会役員		支部長	ブロック長	正会員外
			理事	監事			
ブロック理事	○	×	—	×	○	○	×
学識理事	○	×	—	×	○	○	○
監事	○	×	×	—	○	○	○
代議員等	○	—	×	×	○	○	×
支部長	○	○	○	○	—	○	×
ブロック長	○	○	○	○	○	—	×
役員選挙管理委員（本部）	○	×	×	×	○	○	×
代議員選挙管理委員（支部）	○	×	×	×	×	×	×

- ※ 代議員等…代議員、予備代議員
- ※ 支部所属の正会員は、協会理事、監事、代議員等、支部長に立候補することが可能です。
- ※ 支部未設置県の正会員は、代議員等に立候補することが可能です。ブロック理事に立候補することはできません。
- ※ 代議員等と、協会理事、監事の兼務はできません。
- ※ ブロック長は、支部長及び代議員の互選により選出されます。
- ※ 支部代議員選挙管理委員会委員は、正会員であり、協会役員、支部長、代議員等候補者以外の者2名以上となります。
- ※ 正会員でない者は、代議員等、ブロック理事、支部長、ブロック長になることはできません。
- ※ 正会員でない者は、指定書の提出が必要となります。*（記入例1）を参照
代議員等候補者、役員候補者、支部役員候補者（学識理事除く）も同様
選挙権、被選挙権も正会員のみが保有しています。